

【様式1】

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
前橋地方裁判所裁判員法廷用のIT機器の撤去、再設置作業	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.7.31	パナソニックシステムネットワークス(株) 東京都中央区銀座8-21-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 裁判員法廷用IT機器は、一般競争入札の手続きを経て、パナソニックシステムネットワークス(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。機器を再設置後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	-	1,365,000	-	-	裁判員法廷用IT機器は、一般競争入札の手続きを経て、パナソニックシステムネットワークス(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。機器を再設置後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため、本件作業はパナソニックシステムネットワークス(株)しか請け負うことができない。	なし(平成25年度で終了)	
司法研修所外8庁における出力環境最適化コンサルティング業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.8.7	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂9-7-3	本件コンサルティング業務の調達に際しては、平成24年度に出力環境調査及び出力環境最適化の提案を行い、平成25年度に同出力環境最適化の提案に基づいた出力機器導入後の検証を行うことを前提に総価比較により一般競争入札にて調達し、契約を締結したものである。したがって、本件コンサルティング業務は、富士ゼロックス株式会社しか請け負うことができない。	1,575,000	1,575,000	100%	-	本件コンサルティング業務の調達に際しては、平成24年度に出力環境調査及び出力環境最適化の提案を行い、平成25年度に同出力環境最適化の提案に基づいた出力機器導入後の検証を行うことを前提に総価比較により一般競争入札にて調達し、契約を締結したものである。したがって、本件コンサルティング業務は、富士ゼロックス株式会社しか請け負うことができない。	なし(平成25年度で終了)	
記録等の保管及び集配等業務委託4	支出負担行為担当官 東京地方裁判所長 小池裕 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25.7.16	日本通運(株) 東京都港区東新橋1-9-3	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 委託業者を変更することによるコスト面に併せて、平成21年度において5年間使用することを前提として経済性も考慮した上で競争をしており、今年度はその期間内である。	-	2,462,964	-	-	委託業者を変更することによるコスト面に併せて、平成21年度において5年間使用することを前提として経済性も考慮した上で競争をしており、今年度はその期間内である。	なし(平成25年度で終了)	単価契約

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
複合機保守業務	支出負担行為担当官 さいたま地方裁判所長 荒井 勉 さいたま市浦和区高砂3-16-45	H25.9.24	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 複合機の購入にあたって、5年間の保守料を含めた総価比較により購入したため。	-	1,657,960	-	-	平成25年度において、次回更新時までの5年間の保守料を踏まえて競争を行ったため。	平成30年度	単価契約
札幌高等裁判所等ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務	支出負担行為担当官 札幌高等裁判所事務局長 鈴木 巧 札幌市中央区大通西11	H25.9.30	日本環境安全事業(株) 東京都港区芝1-7-17	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分については、PCB特別措置法その他関係法令等により、日本環境安全事業(株)が設置する処理施設での処分となることから、同社との契約を必要とするため。	63,298,200	63,298,200	100%	-	PCB廃棄物を処分できる業者が他にいなかったため。	なし(平成25年度で終了)	
複合機保守業務	支出負担行為担当官 釧路地方裁判所長 浜 秀 樹 北海道釧路市柏木町4-7	H25.9.12	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 複合機の販売形態は、機器の納入業者が保守契約も締結することを前提としており、納入業者以外の業者が保守を請け負うことはできず、競争を許さない。	-	1,296,010	-	-	次回更新時までの保守料を踏まえて競争を行ったため。	平成30年度	単価契約

【様式2】

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
札幌高地裁判所耐震改修設計その3業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.7.23	㈱日建設計 東京都千代田区飯田橋2-18-3	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱日建設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	18,994,500	18,900,000	99%	-	本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱日建設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)ニ (口) 記1.(2)ニ (ハ)	
大阪高地簡裁庁舎本館耐震改修工法検討資料作成その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.8.7	㈱山下設計 東京都中央区日本橋小網町6-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した資料作成の追加的業務であり、原業務に関して作業内容を熟知し、検討資料等の構造計算に精通していることが必要であり、㈱山下設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	5,355,000	5,250,000	98%	-	本件業務は、先に実施した資料作成の追加的業務であり、原業務に関して作業内容を熟知し、検討資料等の構造計算に精通していることが必要であり、㈱山下設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)ニ (口) 記1.(2)ニ (ハ)	
札幌高地裁判所耐震改修工事第4回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.8.12	清水建設㈱ 東京都中央区京橋2-16-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	194,216,718	194,092,500	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)口	
最高裁判所耐震改修工事実施設計業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.8.23	㈱梓設計 東京都品川区東品川2-1-11	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 本件業務は、工事の施工段階における追加要望に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している㈱梓設計のみで行うことができないため。	14,059,500	13,965,000	99%	-	本件業務は、工事の施工段階における追加要望に対応するための計画変更に伴う変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している㈱梓設計のみで行うことができないため。	記1.(2)ニ (口) 記1.(2)ニ (ハ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事第4回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.5	鹿島建設(株) 東京都港区元赤坂1-3-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	91,043,026	90,300,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)口	
大阪高地簡裁庁舎増築等電気設備(電力)工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.5	㈱きんでん 大阪市北区本庄東2-3-41	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	18,018,000	17,325,000	96%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)口	
大阪高地簡裁庁舎増築等機械設備(衛生)工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.6	第一設備工業(株) 東京都中央区新川1-22-3	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,061,000	5,040,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)口	
大阪高地簡裁庁舎増築等電気設備(通信)工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.10	㈱中電工 広島市中区小網町6-12	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,597,000	9,450,000	98%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)口	
大阪高地簡裁庁舎増築等機械設備(空調)工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.11	三機工業(株) 東京都中央区明石町8-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	18,427,500	18,375,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)口	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大阪高地簡裁庁舎増築等実施設計その4業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.30	㈱山下設計 東京都中央区日本橋小網町6-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、工事の施工段階における原庁からの要望に対応するため増築等工事に関連した改修の変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している㈱山下設計のみで行うことができないため。	3,076,500	2,992,500	97%	-	本件業務は、工事の施工段階における原庁からの要望に対応するため増築等工事に関連した改修の変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している㈱山下設計のみで行うことができないため。	記1.(2)ニ (ロ) 記1.(2)ニ (ハ)	
新判例体系公法編(590号)ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.7.30	新日本法規出版㈱ 名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2,173,010	2,173,010	100%	-	当該物品は、追録式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2)ニ (ニ)	
現行日本法規10078号ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.20	㈱ぎょうせい 東京都中央区銀座7-4-12	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	1,854,130	1,854,130	100%	-	当該物品は、追録式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2)ニ (ニ)	
新判例体系公法編(597号)ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局総務局長 垣内正 東京都千代田区隼町4-2	H25.9.25	新日本法規出版㈱ 名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2,002,455	2,002,455	100%	-	当該物品は、追録式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1.(2)ニ (ニ)	
平成25年度前橋地家裁高崎支部庁舎耐震改修等工事に伴う埋蔵文化財の整理業務委託	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25.7.1	(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 群馬県渋川市北碓町下箱田784-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務に伴う埋蔵文化財整理業務については、(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	2,647,050	2,647,050	100%	-	埋蔵文化財の発掘調査業務については、文化財保護法及び同法施行令により、地方公共団体が施行し、その所管は教育委員会であるところ、本業務については、(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)イ (ニ)	
前橋地家裁庁舎耐震改修等工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 渡部勇次 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25.9.20	田中建設㈱ 群馬県伊勢崎市連取町3309-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,108,000	3,045,000	97%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
佐賀地家裁唐津支部庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 淵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25.7.19	唐津土建工業(株) 佐賀県唐津市ニタ子 2-7-51	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	17,146,500	16,432,500	95%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2) 口	
仙台地家裁登米支部庁舎敷地埋蔵文化財調査業務	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H25.8.21	登米市 宮城県登米市迫町佐 沼字中江2-6-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 埋蔵文化財の発掘調査業務については、文化財保護法及び同法施行令により、地方公共団体が施行し、その所管は教育委員会であるところ、地方自治法により登米市が契約の相手方となるものであり、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	8,154,330	8,154,330	100%	-	埋蔵文化財の発掘調査業務については、文化財保護法及び同法施行令により、地方公共団体が施行し、その所管は教育委員会であるところ、地方自治法により登米市が契約の相手方となるものであり、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2) イ (二)	
高松高地簡裁庁舎耐震改修設計その2業務	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松 本 利 幸 高松市丸の内1-36	H25.7.10	榊構造計画研究所 東京都中野区本町4- 38-13	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榊構造計画研究所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	5,197,500	5,145,000	98%	-	本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榊構造計画研究所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2) 二 (口) 記1.(2) 二 (へ)	